

仙台白百合女子大学

履修方法及び単位認定等に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 仙台白百合女子大学学則(以下「学則」という)第36条の規定に基づき履修方法・単位認定等については、この規程の定めるところによる。

(単位の修得)

第 2 条 本学における単位の修得方法は別表 I に定めるとおりとする。

第 3 条 高学年次の者が低学年次に配当されている科目を履修することはできるが、低学年次の者が高学年次に配当されている科目を履修することはできない。

第 4 条 学生は、第 2 条に定める授業科目のほか、あらかじめ他の学科・専攻が履修を許可した専門科目を履修することができる。

2 他の学科・専攻の科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に算入することができる。

第 5 条 本学において教育上有益と認めるときは、本学の第 1 年次に入学した者が入学前に大学または短期大学(外国の大学または短期大学を含む)等において履修した授業科目の既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなし、科目ごとに読み替えて単位を与えることができる。

第 6 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学または短期大学(外国の大学または短期大学を含む)等の授業科目を履修することにより修得した単位を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなし、科目ごとに読み替えて、28 単位まで認定することができる。また、本学提携校に留学して修得した単位は、本学の授業科目の履修により修得したものとみなし、42 単位まで認定することができる。

第 7 条 第 5 条及び第 6 条による単位の認定は、合わせて 56 単位を超えないものとする。ただし、介護福祉士国家試験、社会福祉士国家試験及び精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する専門科目への読み替えは認めない。

(授業時間)

第 8 条 授業は45分間をもって1時間の学修とみなす。

(履修登録)

第 9 条 学生は学則及び本規程に基づき、学年始めの指定された日程において履修すべき授業科目の登録をしなければならない。ただし、次の場合には後期始めの指定された日程

において登録することができる。

- (1) 学年の始めの指定された日程において通常の授業科目の登録をした学生が、後期開講の選択科目について登録の取り消しまたは新たな追加登録をする場合。
- (2) 休学し、後期より復学した学生が後期からの授業科目を登録する場合。
なお、上記(1)において追加登録をする場合には、予め追加登録の可否を担当教員に確認しなければならない。

(単位認定)

- 第 10 条 履修した授業科目については原則として試験が行われ、合格した者には単位が認定される。
- 2 介護福祉士国家試験受験資格取得の単位認定は、指定規則に掲げる各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2(ただし、介護実習については5分の4)に満たない者については、当該科目の単位は認定されない。
 - 3 単位修得に必要な試験の成績は60点以上とする。
 - 4 卒業の認定については教授会の議を経て学長が行う。

(試験)

- 第 11 条 単位認定のために定期試験を行う。
- 2 定期試験は学年の前・後期の学期末に行われる。ただし、通年科目及び2学年以上にまたがる科目についてはこの限りではない。
 - 3 試験の方法は筆記、レポート等のいずれかまたは併用によって行われる。ただし、実験、実習及び実技等については定められた課題等の他、平素の成績も加味して行われる。

(受験資格)

- 第 12 条 次の事項に該当する者は、定期試験を受けることができない。
- (1) 科目登録をしなかった者。
 - (2) 欠席時数が多く、科目担当者が受験資格を認めなかった者。なお、各授業科目について出席時数が授業時数の3分の2に満たない者は、原則としてその授業科目の定期試験を受けることができない。また、介護福祉士科目については、第10条第2項の単位認定の条件となる出席時数に満たない者については受験資格を認めない。
ただし、次の事由による授業の欠席については、配慮されることがある。
 - (a) 病気(医師の診断書を要す)
 - (b) 事故(事故の証明書を要す)
 - (c) 忌引(二親等までの家族の場合に限る。保証人の捺印を要す)
 - (d) 天災地変
 - (e) 就職試験(求人先、または就職課の証明書を要す)
 - (f) その他止むを得ない事由と認められた場合
 - (3) 正当な理由なく授業料、その他の納付金未納の者。

(試験欠席・遅刻・退室)

- 第 13 条 定期試験に欠席及び遅刻をした者は、次の規定に従わなければならない。

- (1) 欠席する場合は、その旨を科目担当者あるいは教務課に連絡すること。
- (2) 欠席した場合は、その旨を科目担当者あるいは教務課に連絡すること。
- (3) 遅刻の場合は、監督者の指示に従うこと。ただし、試験開始後 15 分を経過した後の入室は原則として認めない。
- (4) 試験開始後 20 分を経過し、かつ試験監督者が許可したときは退室することができる。ただし、一旦退室した者は再入室できない。

(追試験)

第 14 条 次の事由により定期の試験を受けることのできなかった者は、科目担当者が認めた場合に限り追試験を受けることができる。ただし、当該科目の試験期日後 1 週間以内にその事由を記した欠席届及び追試験願を提出した者に限る。

- (1) 病気(医師の診断書を要す)
 - (2) 事故(事故の証明書を要す)
 - (3) 忌引(二親等までの家族の場合に限る。保証人の捺印を要す)
 - (4) 天災地変
 - (5) 就職試験(求人先、または就職課の証明書を要す)
 - (6) その他止むを得ない事由と認められた場合
- 2 日程・時間の見誤り等本人の怠慢、不注意による場合は原則として追試験を受けることができない。
- 3 受験者は所定の願書(教務課窓口に用意)と該当科目の欠席事由書を、指定された期間内に教務課に提出すること。

(再試験)

第 15 条 再試験は原則として行わない。ただし、成績提出期限前であれば科目担当者の判断でレポートまたは試験を課すことができる。

- 2 前項に関わらず、卒業年次後期成績提出後においてもなお本学学則第 29 条第 1 項に定める条件を満たさない者に対しては、再試験を行うことがある。

(不正行為)

第 16 条 試験において不正行為を行った者は、その学期に履修している通年科目・集中科目を除いたすべての科目の成績が無効となり、学則第 50 条(懲戒)に基づき処分されることがある。

(成績)

第 17 条 成績評価は学期末に行われる、ただし、通年科目及び 2 学年以上にまたがる科目については、その科目が完了した時点でされる。

- 2 評価は原則として試験の成績及び平常の学業成績に基づいて行われる。
- 3 成績の評価の区分は次に定めるとおりとする。
 - 「A」 80 点以上
 - 「B」 70 点～79 点
 - 「C」 60 点～69 点
- 4 成績は成績通知書により通知する。

(留 年)

第 18 条 第 4 年次修了までに卒業単位数及び必修科目の単位を修得できない者は、留年となる。

- 2 留年した後、学年始めの指定された日程において履修すべき授業科目の登録を行い、4月の指定された期日までに授業料を納付した学生が、前期終了までに卒業単位数及び必修科目の単位を修得した場合には、教授会の議を経て学長が9月30日付の卒業を認定することがある。
- 3 前項は卒業論文の提出が遅延した学生についても適用される。

(規程の改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行う。

(附 則)

- 1 本規程は、平成 8年 4月 1日から施行する。
- 2 本規程は、平成 9年 4月 1日 一部改正
- 3 本規程は、平成10年 4月 1日 一部改正
- 4 本規程は、平成12年 4月 1日 一部改正
- 5 本規程は、平成14年 4月 1日 一部改正
- 6 本規程は、平成16年 4月 1日 一部改正
- 7 本規程は、平成16年 4月 1日 一部改正
- 8 本規程は、平成17年 4月 1日 一部改正
- 9 本規程は、平成18年 4月 1日 一部改正
- 10 本規程は、2007年 4月 1日 一部改正
- 11 本規程は、2008年12月 1日 一部改正
- 12 本規程は、2010年 4月 1日 一部改正
- 13 本規程は、2011年 4月 1日 一部改正